

さが畜産経営サポート事業費補助金交付要綱

制定 令和8年3月6日畜第3025号

一部改正 令和8年3月31日畜第3435号

(趣旨)

第1条 知事は、飼料価格の高止まりや資材費の高騰などによる生産費の上昇に加えて、夏季の高温による家畜の生産性の低下や国内で続発する家畜伝染病の発生などの厳しい畜産情勢にも対応できる畜産経営の確立を図るため、暑熱対策等に取り組む畜産農家等やそれを支援する農業協同組合等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号)、並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の事業区分及び補助事業者、補助率等は別表1、補助対象経費は別表2に掲げるとおりとする。

(暴力団排除規定)

第3条 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式1-1号、別記様式1-2号のとおりとする。

2 第1項の補助金交付申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に定める重要な変更以外の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や2者以上の者から見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については次に掲げる場合とし、その理由を事前同等で明らかにしたうえで、契約すること。
 - ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2者以上の者から見積合わせを実施して業者を決定することができないとき。
 - イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
 - (4) 事業の着工（機械等の発注を含む）は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。
 - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (7) 補助事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効能の増加した機械及び器具（以下、「財産」という。）で、第8条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産で、第8条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、財産管理台帳（別記様式7号）その他関係書類を保管しなければならない。
 - (8) 規則第22条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式2-1号、別記様式2-2号のとおりとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、別記様式3-1号、別記様式3-2号のとおりとする。

なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

- 2 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、補助事業者ごとに当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の1月末（第7条の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払（別記様式5号）とすることができる。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、別記様式6号、別記様式3-2号のとおりとする。

（取得財産の処分の制限）

第8条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」に定める耐用年数とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱に基

づくものとし、それぞれ1件の取得価額が50万円以上のものとする。

- 3 補助事業者は、機械等について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、当該機械等を当該補助金の補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、知事の承認を受けなければならない。なお、その取扱いについては、「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月30付け総管会第790号総務大臣通知）を準用するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

- 2 県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月6日から施行し、令和8年度分の補助金について適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度分の補助金について適用する。

(別表1) (第2条関係) 事業区分、補助事業者、補助率等

事業区分	補助事業者	取組主体	補助率(補助上限額)	重要な変更
暑熱対策 防疫対策	① 農業協同組合 ② 開拓畜産事業協同組合 ③ 養鶏産業のインテグレーター ④ 知事が適当と認める団体 ⑤ 上記団体に属しない畜産農家・法人 ^{注1} ただし、補助事業者①～④は県補助金と同額を取組主体へ補助するものとする。	畜産農家 畜産業を営む法人	2/3以内 ※補助金は1取組主体当たり1,333千円を上限とする。 ※事業費は1取組主体当たり100千円を下限とする。 ※補助金は取組主体毎に千円未満を切り捨てとする。	対象経費の30%以上の増減 事業の新設又は廃止 補助事業者の変更
経営改善 対策	① 農業協同組合 ② 開拓畜産事業協同組合 ③ 養鶏産業のインテグレーター ④ 知事が適当と認める団体	畜産農家 畜産業を営む法人	定額 1活動あたり3,000千円を上限とする。	
事務費	① 農業協同組合 ② 開拓畜産事業協同組合 ③ 養鶏産業のインテグレーター ④ 知事が適当と認める団体	-	定額	

(注1) 団体及び個人の重複申請は不可とする。また、取組主体は補助金交付申請時点で佐賀県内において畜産業を営んでいること。

(別表2) (第2条関係) 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
暑熱対策	<p>取組主体が行う暑熱被害低減のための資材の購入、機械導入・施設整備等に要する経費。</p> <p>(1) 送風機械装置 送風装置、換気装置などの機械装置</p> <p>(2) 散水機械装置 細霧装置、散水装置などの機械装置</p> <p>(3) 断熱資材 断熱資材、断熱塗料、遮光ネットなど</p> <p>(4) 畜舎改築 断熱屋根への改築など</p> <p>(5) その他特に必要と認めるもの</p> <p>※施工等に係る費用も対象とする。既存設備の撤去費用は対象外とする。 ※同規模、同能力への更新は対象外とする。 ※耐用年数1年未満の資材等については対象外とする。 ※補助対象機械は新品を対象とする。</p>
防疫対策	<p>取組主体が行う家畜伝染病の発生防止のための資材の購入、機械導入・施設整備等に要する経費。</p> <p>(1) 野生動物・害虫侵入防止 防鳥ネット、抗ウイルスフィルター、サシバエネット、畜舎の野生動物侵入防止対策に必要な資材や改築など</p> <p>(2) 洗浄・消毒機械設備 消毒ゲート、動力噴霧器、高圧温水洗浄機などの機械・設備</p> <p>(3) その他特に必要と認めるもの</p> <p>※施工等に係る費用も対象とする。既存設備の撤去費用は対象外とする。 ※同規模、同能力への更新は対象外とする。 ※耐用年数1年未満の資材等については対象外とする。 ※補助対象機械は新品を対象とする。</p>
経営改善対策	<p>別表1の補助事業者①②③④が取組主体とともに取り組む生産性向上や省力化に向けた活動に要する経費。</p> <p>(1) 資材・機械等の購入費・借上げ料</p> <p>(2) 調査・分析費</p> <p>(3) 管理作業委託費</p> <p>(4) 研修会開催に係る経費(資料代、お茶代など)</p> <p>(5) 講師派遣に係る経費(講師謝金や旅費など)</p> <p>(6) その他特に必要と認められる経費</p> <p>※ただし、以下の支出は補助金交付の対象外とする。 ・補助事業者や取組主体の運営や維持のための恒常的経費 ・補助事業者や取組主体に属する講師や専門家の謝金</p> <p>※同規模、同能力への更新は対象外とする。 ※リース契約の場合の事業実施期間外の使用に係る経費は対象外とする。 ※補助対象機械は新品を対象とする。</p>
事務費	<p>別表1の補助事業者①②③④がこの要綱に基づき行う事務手続に必要な経費。 ・賃金、社会保険料、消耗品、通信費、印刷製本費、旅費(宿泊費は除く)、その他事務諸費(振込手数料等)</p>

(注1) 補助金の使途として不適切な経費ならびに内訳が不明な経費(諸経費など)や帳簿、証票等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の対象外とする。

(注2) 原則として、補助事業で導入する機械等については保険等(動産総合保険等の保険(盗難保険及び天災等に対する補償を必須とする))に確実に加入することとし、処分制限期間において加入が継続されるものとする。ただし、保険に加入できない機械及び附帯設備を除く。ただし書きの場合にあっては、処分制限期間中は当該機械・設備の機能が発揮されるよう自らの責任において維持管理すること。なお、上記機械・附帯設備等に該当し、保険加入不要の場合については、別紙Bの7を横線で取り消すこと。